

季刊刑事弁護

Quarterly KEIJI-BENGO No.23 Autumn 2000

少年法改正問題の過去と現在／澤田俊雄
東電OL事件無罪判決と勾留問題／川崎英明
若手弁護士奮闘記／東北弁護士会連合会

●刑事弁護実務講座
Q&A刑事弁護入門
パワーアップ刑事弁護
弁護活動のための「法と心理学」

VIEW23 伊佐千尋

特別企画
ビデオが語る
警察取調べの実態

特集

刑事陪審裁判のビジョン

刑事弁護の
あたらしい時代をひらく

編集委員
大出良知九州大学教授
川崎英明東北大教授
白取祐司北海道大学教授
高田昭正大阪市立大学教授

協力
日本弁護士連合会刑事弁護センター

検察官と陪審裁判

福来 寛

カリifornia大学サンタクルーズ校社会学教授

特集 刑事陪審裁判の ビジョン

「私はじつは陪審裁判とは、検察の仕事を市民に理解してもらおう絶好の機会」と言つるのは、一九九二年から八年間、カリフオルニア州・司法長官を務めたダニエル・ラングレン(Daniel E. Lungren)である。今年五月三一日に行われた「陪審と民族」のパネル・ディスカッションでの

言葉である。そして検察官とは、高潔かつ誠実な役割を担う大切な職業であると言いつて、検察官の最高責任者であつた彼の一一番大切な役目は、地方検事が陪審裁判を含む刑事案件で得た有罪判決を「死守する」と

(defending convictions)と断言する。また、一八〇を超える陪審裁判を経験するカリフオルニア州サンタクルーズのベテラン検察官ボブ・リー(Bob

よりて陪審制度は検察官にとって大切な意味をもつのだ。

このレポートでは、検察官と陪審裁判の関係について考えてみたい。そして陪審裁判に対するアメリカの、とくにカリ

フォルニア州の検察官の実務について具体的に紹介する。さらに陪審制度を前提に、日本での実務的な問題・相違点を模索してみたい。そして日本の検察官が陪審裁判といふのは「面白い」、また「十分にやれる」といった感想を少しでももつていただければ幸いである。

るサンタクルーズの検察官と彼らの実務について述べてみたい。サンタクルーズはサンフランシスコから南へ車で約二時間ほど走ったところに位置し、人口約五万五〇〇〇人、サンタクルーズ郡全体で二五万三〇〇〇人という海岸沿いの小さな大学町である。隣接するシリコンバレーの通勤圏であり、不動産物件の平均価格が全米トップ5に入るハイテック・エリートのベッドタウンである。

サンタクルーズ検察局は、地方検事一人、検察官(assistant/deputy district attorney)三六人、調査官一七人、そして行政官を含め、総勢一七二人のスタッフから構成されている。

地方検事のロン・ルイーズ(Ron Ruiz)は、「デルタ穀倉地帯中央部に位置するフレスノ市出身のヒスパニック系アメリカ人である。サンフランシスコ大学ロースクールを一九六四年に卒業、一九九九年に地方検事に任命されるまでの三五年間、農業労働組合の専属弁護士、その他一般刑事事件の弁護士を務め、いわば検察とは対極分野で活躍した経歴をもつ。たとえば一九九二年から四年間、二一に及ぶ殺人

義実現に情熱を燃やし、陪審裁判を通して市民を説得することで、政府が考

えられる正義と秩序を合法で正当なものにしようと努力しているのである。

まず最初に、私が所属する大学があ

事件の弁護人も務めている。

このレポートでは、ルイーズ地方検事の下で殺人事件責任者として活躍する前述のボブ・リー検察官の陪審裁判の実務に注目したい。私が五月末にコンタクトしたときは殺人未遂事件の陪審裁判の真っ最中であった。一六年の検事キャリアをもつ四二歳のリー氏は、カリフォルニアで生まれ、両親はカナダ人、現在アメリカとカナダの二重国籍をもつ。サンタクララ大学ロースクール卒業後、モントレー郡で三年間検事を務め、一九八七年にサンタクラーズで検察官として就任した。

陪審裁判のための 検察官の実務

リー検察官が今回関わった殺人未遂事件の裁判を通して、検察官の陪審裁判の実務について紹介する。そして日本の刑事手続の相違点を踏まえて、陪審裁判を前提に、日本の検察官の実務について考えてみたい。

この事件は、三三歳のヒスパニック系・農業季節労働者(ピッカー)と呼ばれるのが三〇歳の内縁の妻に殺人未遂で訴えられたものである。一人には一

歳半の双子の娘がいて、別居中の被害者の家を訪ね、復縁を迫り、断わられた被告が拳銃で妻を射殺しようとした事件である。被告人と被害者は英語を解せず、通訳を使っての裁判となつた。一二人の正陪審員と四人の補充陪審員の選択後、陪審裁判は五月下旬から六月上旬まで延べ五日間行われた。陪審評決は有罪であった。

リー検察官は、今回の陪審裁判にあたり、まず初めに「ライアル・タクティックス(Thai Tactics)」という小冊子を参考してくる。これはカリフォルニア検察連合会(CDAA: California District Attorneys Association)が出版する刑事事件担当の検察官のための小冊子である。

一六章から構成されている。証人確保、公判前の申立て準備、陪審選択方法、証人尋問、冒頭陳述と最終弁論の内容と説得方法、その他、陪審裁判の法的準備・手順方策を詳しく説明している。①。リー検察官は陪審裁判のために、このトライアル・タクティックスを参考に次のような準備を行った。

- 1 事件に関する証拠収集と組織化
- 2 評議院(charge)と構成要件(elements)を陪審認示(Jury Instructions)で確認

アメリカでは、日本の警察で行われる二三日間の取調べのような「被疑者段階」はない。取調べにおいても、被疑者はミランダの権利が保障されているため、警察はミランダの権利を放棄するため、警察はミランダの権利を放棄させたうえで取り調べることになる。被疑者がミランダの権利を放棄せず黙秘権を使ったり、弁護士を要求すれば、警察は以後、被疑者に対し一切の取調べができない。しかしながら、「自白調書」がなくとも、今回の事件のように、初期捜査と本格捜査さえしつかり

電話等、その他事件に関するすべての証拠を確認し、事件ファイルを作成し組織化(organize)した。そして今回の事件で手持ち証拠の種類、入手方法を整理した。初期調査での証拠収集は郡内にある地元の警察官が行い、本格調査は検察調査官が指揮をとつて行った。血痕・拳銃・指紋などの証拠は州のクリエム・ラボ(crime lab)に送られた。

ヒスピニック系被疑者は事件後、警察署に連行され、ブッキング(booking)●住所氏名・写真・指紋・身体検査を含む)を経て、二四時間の取調べが行われ、その後、裁判所へ身柄を移された。被疑者は英語をまったく解しないこともあり、警察での「自白」はなかった。

アーリー検察官が今回関わった殺人未遂事件の裁判を通して、検察官の陪審裁判の実務について紹介する。そして日本の刑事手続の相違点を踏まえて、陪審裁判を前提に、日本の検察官の実務について考えてみたい。

この事件は、三三歳のヒスパニック系・農業季節労働者(ピッカー)と呼ばれるのが三〇歳の内縁の妻に殺人未遂で訴えられたものである。一人には一

しておけば、取調べで犯人が否定しても真犯人を間違うことはない。むしろ取調べでは犯人から弁解を聞くことが中心になり、日本のように自白を追及する必要性は少ない。事件処理の舞台は警察の取調べではなく、法廷で行われるからである。つまり自白調書に基づく「人から証拠」の刑事手続はなく、陪審裁判の導入は「証拠から人」へと検査制度を移行させ、検察官は証拠による陪審員の説得に力を注ぐことになる。これらの証拠は予備審問で提示され、被疑者の起訴につながった。

裁判終後に陪審員に与える裁判官説示が記されており、陪審の審理を助ける訴因と構成要件が詳細に記載している。リー検察官はインストラクション・八章六六・六七条に記されている殺人未遂の構成要件を、手持ち証拠と事件状況に照らし合わせ、裁判の手順と方策について詳しくメモをとつた。いわばこれが陪審裁判という小旅行

エラーマップ

次に冒頭陳述と最終弁論の概要を作成した。これは有罪立証のための事件説明のアプローチ、証人リストと証言順番を考察するのに役立つからである。とくに強調したい証言・証拠の有無・確保、そしてそれらに問題点があると思われる場合は可能な対応策を模索し記録した。つまりこのロードマップには、皆さんの代理内廷間を浅くよ

判において重要な意味をもつ。つまり検察官はこれらの証拠を使って、陪審に対し合理的疑問を残さないように説明しなければならないからである。陪審裁判では、合理的疑いを残さぬ立証責任原則は検察側に存在し、陪審は検察官の立証に「合理的な疑問はない」か「合理的な疑問が残る」を決定するのである。前者が有罪で、後者が無罪である。日

本語でいう「無罪」は「犯人」にあらず」というニコアンスは間違いで、陪審裁判では無罪推定原則に則り、検察官が立証に失敗した（合理的的疑いが残る）という意味で「有罪とはいえない」との評決を下す。つまり、陪審評決が「イノ

派遣された専門家三人である。公判初日と二日目は、主に目撃者・警官による初期調査の証言を中心に行い、裁判後半は専門家による科学的分析証拠の証言を組み入れた。たとえば、官公判最終日の証人と提示された証拠は

順番 3 最終証人リストの作成と証言

セント (innocent) = 無罪」という表現を使わず、「ノット・ギルティー (not guilty)」= 有罪に非ず」と表現することによって、はこの点を正確に表わしている。今回の裁判では、最終弁論で検察官は殺人未遂に当たる構成要件をすべて記述した大パネルを陪審席前に設置し、理論的にそして組織的に合理的な疑問を一つずつ打ち消す努力をしていた。

り、そのときの状況についても尋問した。最後に犯罪分析学者(criminalist)を呼び、被告人の血液中薬物濃度に基づく被告人の思考能力、行動状況について尋問した。これらの検察官による証人尋問は裁判記録者(court reporter)に

て行われるので「九九五申立」とも呼ばれる。たとえば、被告人の前科等が排除の対象となる。また検察側も、この申立てで被害者がギャングの一員であつたなどという事実を排除することもある。今回の事件では、事件直後の被告に

以下の二通りである。明一番二檢察調

八九〇八

4 モーション・イン・リミーネ

以下のとおりである。朝一番に検察調査官が証言台に呼ばれ、事件後の現場で撮った写真とビデオを使って血痕、

よつてすべて記録化された。

最後に、リーアーは弁護側証人の反対尋問の用意を行った。今回の裁判では弁護人側はサンタクルーズ市の警察官、精神分析学者そして被告人の三人

による警官へ不用意な発言を排除する申立てを弁護人が提出した。このように、カリフォルニアの証拠開示はリベラルに行われ、検察官や弁護人が相手方の証拠状況を知り、また自己に不利な証拠を排除するのに役立っている。

5 陪審選択の用意

次に、リーアーは陪審選択のための質問項目を作成し、判事に提出した。これは一九九〇年のカリフォルニア住民投票で、陪審選択での陪審候補者への質問は、裁判官が行うという提案一一五条が可決されたためである。以後、原則として、弁護・検察双方は質問項目を裁判官に提出し、裁判官がそれらをもとに、直接陪審員に質問・選択する方法がとりれている。実際のヴォア・ディールでは、リーアーはもう一人のアシスタントとともに臨み、二人の正陪審員と四人の補充陪審員を選択した。

6 弁護側証人・反対尋問の準備、下調べ

もし陪審制度が日本で再導入された場合、現行憲法および刑事訴訟法の改正は必要なのであるか。この質問に対し、鈴越滋弘・新潟大学法学部教授は「改

正する必要はほとんどない」と断言する^②。さらに陪審裁判が存在しなかつたことが、憲法や刑事訴訟法の本来の解釈から逸脱した解釈と運用をもたらしてきたと強調する。となれば、陪審者が導入された場合、日本の検察官もサンタクルーズのリーアーと同様に、陪審裁判の準備に対応せねばならない。

たとえば、アメリカと同様に、事件内証人は実際に犯行現場を見ておらず、被告人の精神鑑定はすべて多肢選択テスト方式で決定され、個人的なインタビューによる鑑定ではないことなど問題点も指摘した。リーアーはあらかじめ証人のバックグラウンドを詳しく調査し、弁護側証人の提示した証拠の弱点や疑問・問題点を陪審員に指摘し訴えようとしたのである。

日本での陪審裁判と検察官

正する必要はほとんどない」と断言する^②。さらに陪審裁判が存在しなかつたことが、憲法や刑事訴訟法の本来の解釈から逸脱した解釈と運用をもたらしてきたと強調する。となれば、陪審者が導入された場合、日本の検察官もサンタクルーズのリーアーと同様に、陪審裁判の準備に対応せねばならない。たとえば、アメリカと同様に、事件内証人は実際に犯行現場を見ておらず、被告人の精神鑑定はすべて多肢選択テスト方式で決定され、個人的なインタビューによる鑑定ではないことなど問題点も指摘した。リーアーはあらかじめ証人のバックグラウンドを詳しく調査し、弁護側証人の提示した証拠の弱点や疑問・問題点を陪審員に指摘し訴えようとしたのである。

日本でも同様な小冊子が作成されている。そして同じような刑事案件のマニュアルは弁護人にも用意されている。たとえば、マサチューセッツ州法律教育団体(Massachusetts Continuing Legal Education, Inc.)は上級裁判所での刑事実践マニュアル(Superior Court Criminal Practice Manual)を発行している。この本は、告訴から控訴まで検察官と弁護人がすべきことからべテラン検察官、弁護人そして判事がコメントを含め詳細に二三章に分けて記載している。

^② 鈴越滋弘『陪審制度と現行刑訴法——刑法はこれまで改正が必要か』丸田隆編『日本に陪審制度は導入できるのか——その可能性と問題点』(現代人文社、二〇〇〇年)2章を参照。